

目黒区在宅療養支援病床確保事業について

目黒区では、在宅療養を要する高齢者やそのご家族が地域で安心して生活し、医療介護福祉従事者が不安なく在宅療養に携われるために、病状の急変時(※)等に速やかに入院治療を受けるための病床を指定病院に確保しています。

(※) 意識障害・呼吸困難・体のけいれん等、ただちに救急車を呼ばなければならない状態は、この事業の利用ではなく、119番通報してください。

1 利用対象者

次の(1)・(2)のいずれにも該当するかた

- (1) 目黒区の介護保険被保険者で、要支援又は要介護の認定を受けているかた
(介護保険認定申請中及び入院中に認定申請予定のかたも含まれます)。
- (2) かかりつけ医・看護師・薬剤師などによる管理及び指導が行われているかたで、入院の必要があると
かかりつけ医や指定病院が認めたかた
ただし、次の①・②いずれかに該当するかたは、利用対象外となります。
 - ① 長期的な入院を利用目的とするかた
 - ② 指定病院での医療又は介護が著しく困難と認められるかた

2 利用できる病院

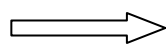
病院名 (五十音順)	住 所
厚生中央病院	目黒区三田 1-11-7
東京共済病院	目黒区中目黒 2-3-8
日扇会第一病院	目黒区中根 2-10-20
三宿病院	目黒区上目黒 5-33-12

3 利用手続き

- (1) かかりつけ医または訪問の看護師にご相談ください。
かかりつけ医が在宅療養のご本人の病状を確認して、病院へ電話で申し込みします。
- (2) 病院へ電話での入院申し込み後、療養者ご本人様が「目黒区在宅療養支援病床利用申請書」を記入し(代筆可)、入院時に病院にご提出ください。

表

申請書入手方法

- ① かかりつけ医、看護師、介護事業者から
- ② 目黒区ホームページから
PDF書式をダウンロード
- ③ 地域包括支援センターから(右表) 

地域包括支援センター	電 話	FAX
北部包括支援センター	5428-6891	3496-5215
東部包括支援センター	5724-8030	3715-1076
中央包括支援センター	5724-8066	5722-9803
南部包括支援センター	5724-8033	3719-2031
西部包括支援センター	5701-7244	3723-3432

4 利用期間

入院した日から起算して14日以内。

※ 14日を超える入院治療となる場合は、指定病院の指示に従って下さい。

5 利用料金

通常の入院と同じです。

健康保険等を利用し、自己負担金部分及び健康保険適用外の費用は利用者の負担となります。

入院に係る移送費についても利用者の負担となります。

※利用する病床は指定病院の指示に従って下さい。

(一般室〈差額ベッド代のかからない部屋〉ご希望で満床の場合には、有料室となりますが、差額ベッド代はかかりません。)